

学校感染症の種類と出席停止の基準（学校保健安全法施行規則第 18 条、第 19 条による）

種別	疾患名	出席停止の基準
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱 急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルス）、鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
	新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	
第 2 種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）除く）	発症後 5 日を経過し、かつ、解熱後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹発現後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後 2 日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	【その他の感染症】※	

※ 第 3 種【その他の感染症】は、「学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要がある時に限り、学校医の意見を聞き、校長が第 3 種の感染症として緊急措置をとることができるもの」として定められているものです。